

令和5年神審第1号

裁 決

モーターボートAモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 7人

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を2か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年4月23日10時35分

播磨灘北東部

2 船舶の要目

船種船名	モーターボートA	モーターボートB
登録長	9.55メートル	6.17メートル
機関の種類	ディーゼル機関	電気点火機関
出力	279キロワット	95キロワット

3 事実の経過

Aは、船体船尾部に操舵室を配し、同室前部右舷寄りに舵輪、その左舷側にレーダー、魚群探知機など、右舷側にGPSプロッター、右舷壁際に機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備したFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和4年4月23日09時30分兵庫県東播磨港の係留地を発し、明石海峡航路中央第3号灯浮標付近の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、Aが13ノット以上の対水速力で航行すると、船首部が浮上を始め、18ノットと同速力で航行中、舵輪後方の操縦席に腰掛けて前方を見ると、正船首約20度の範囲に死角（以下「船首死角」という。）が生じることから、平素、時折船首を左右に振るなどして同死角を補う見張りを行っていた。

a受審人は、10時00分目的の釣り場に到着して釣りを始めたものの、釣果が得られなかったためにカンタマ南灯浮標付近の釣り場に移動することとし、10時10分明石海峡航路中央第3号灯浮標付近の釣り場を発進し、明石海峡に続いて播磨灘北東部を西行し、10時29分僅か前カンタマ南灯浮標付近の釣り場に到着したところ、魚群探知機に反応がなかったことから、さらに同灯浮標南西方の鹿ノ瀬付近の釣り場に移動することとした。

a 受審人は、カンタマ南灯浮標付近で、周囲を一見して船舶を認めなかったことから、鹿ノ瀬付近の釣り場に至る予定進路上に、しばらくの間、航行の支障となる他船はいないものと考え、10時30分半僅か前江井ヶ島港西防波堤灯台から183.5度（真方位、以下同じ。）2.98海里の地点で、針路を同釣り場に向く237度に定め、18.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、GPSプロッターを作動させ、舵輪後方の操縦席に腰掛けて船首死角が生じた状態で操船に当たり、10時33分江井ヶ島港西防波堤灯台から194度3.51海里の地点に達したとき、正船首1,110メートルのところにBを視認することができ、同船が船首を西南西方に向けてほとんど移動しない様子から、漂泊していることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、船首を左右に振るなど、船首死角を補う見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、Bを避けないで続航し、10時35分江井ヶ島港西防波堤灯台から200度3.96海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その船首がBの船尾に後方から11度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体ほぼ中央に屋根付きの囲壁を設けた操舵区画を配し、同区画前部右舷寄りに舵輪、その前方に魚群探知機兼GPSプロッター、右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備し、汽笛を備えたFRP製モーターボートで、b 受審人が1人で乗り組み、知人3人を

乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、同日05時30分東播磨港の係留地を発し、兵庫県垂水漁港南方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、06時20分目的の釣り場に到着して釣りを始め、08時00分同釣り場での釣りを終え、兵庫県淡路島北西方沖合の釣り場に移動して釣りを行ったのち、さらにカンタマ南灯浮標南西方の釣り場に移動することとし、10時00分淡路島北西方沖合の釣り場を発進し、播磨灘北東部を西行した。

b受審人は、カンタマ南灯浮標南西方の釣り場に到着したのち、10時30分衝突地点付近で、船首を西南西方に向け、機関を停止して漂泊を始め、右舷船尾方に低速で航行するAを、左舷船首方150メートルに漂泊中の遊漁船をそれぞれ視認し、Aが自船に向首していなかったこと並びにA及び遊漁船以外の船舶を認めなかったことから、自船に接近する他船はいないものと考え、同乗者のうち2人を船尾部両舷側に、他の1人を操舵区画左舷側にそれぞれ配し、自身は同区画右舷側で右舷船首方を向いて釣りを再開した。

b受審人は、10時33分衝突地点で船首が248度を向いていたとき、右舷船尾11度1,110メートルのところにAを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、依然として、自船に接近する他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、警告信号を行わず、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、10時35分僅か前船尾方至近に迫ったAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が248度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷船首部船側外板、左舷船首部船底外板等に擦過傷を、Bは、船尾防舷材の破損、操舵区画囲壁に圧壊等をそれぞれ生じ、Bの同乗者のうち1人が右下腿切断、他の1人が肋骨骨折を、b受審人が腰椎捻挫等をそれぞれ負った。

(航法の適用)

本件は、瀬戸内海の播磨灘北東部において、航行中のAと漂泊中のBが衝突したもので、衝突地点付近は、特別法である海上交通安全法が適用される海域であるが、同法には、本件に適用される航法規定がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の規定を適用して船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、播磨灘北東部において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、播磨灘北東部において、次の釣り場に向けて航行する場合、船首死角を生じていたのだから、前路の他船を見落とすことのないよう、船首を左右に振るなど、同死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、船首死角を補う見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近することに気付かずに進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、

b 受審人及びB同乗者2人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を2か月停止する。

b受審人は、播磨灘北東部において、釣りをを行うため漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、自船に接近する他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Aが自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近することに気付かず、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けて衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、B同乗者2人を負傷させ、自らも負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年8月30日

神戸地方海難審判所

審判長 審判官 下 條 正 昭

審判官 前 田 昭 広

審判官 池 田 博 美